

社会福祉法人 麻績村社会福祉協議会 役員等報酬及び費用弁償規程

平成 29 年 4 月 1 日

規 則 第 37 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人麻績村社会福祉協議会定款第 10 条及び第 25 条に基づき、役員等の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(役員等)

第 2 条 前条に規定する役員等は、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 各種部会・委員会等の委員
- (4) その他会長が必要と認めたもの

(報 酬)

第 3 条 本会の役員等の報酬は、これを支弁しない。

(費用弁償)

第 4 条 役員等がその職務のため理事会、評議員会またはその他の必要な委員会等に出席あるいは活動をした場合、別表 1 により費用を弁償する。

2 麻績村の特別職の職員で常勤の者及び麻績村の一般職員が前条に定める役員に就任した場合は、評議員を除いて費用は支弁しない。

(旅 費)

第 5 条 本会の役員等の旅費は、交通費の実費が前条の費用弁償の額を超える場合には、「麻績村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」を準用し、旅費を支払うことができる。この場合前条の費用弁償は行わない。

2 特別な事由により上記により難しい場合は、その都度会長が定める額とする。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

《別表1》費用弁償の額

| 区 分 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|------------------|-------|--------|-----|
| 理事・監事・評議員 委員 | 1回 | 1,500円 | |
| 評議員の内 支部長（区長） | 1回 | 1,500円 | |
| | 1戸当たり | 100円 | |

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。